西条市合併２０周年記念の冠の使用に関する事務取扱要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、市内を中心に活動する団体、事業所等が西条市合併２０周年を記念して実施する事業において、西条市合併２０周年記念の冠（以下「冠」という。）を使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（冠の種類）

第２条　冠の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 西条市合併２０周年記念

(2) ロゴマーク

(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が特に認めるもの

（対象事業）

第３条　冠を使用することができる事業（以下「対象事業」という。）は、令和６年４月１日から令和７年３月３１日までの期間に実施される事業であって、次に掲げる事業とする。

(1) 西条市合併２０周年をみんなで祝い楽しむ事業

(2) 人と人との絆をつむぎ深める事業

(3) まちを知り、好きになる事業

(4) 人と自然を大切にする事業

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、対象事業としない。

(1) 公序良俗に反する事業

(2) 政治的、宗教的、思想的活動等を目的とする事業

(3) 営利又は売名を目的とする事業。ただし、市の振興に寄与すると認められる場合は、この限りでない。

(4) 西条市暴力団排除条例（平成２３年西条市条例第２０号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団員等が関与している事業

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事業

（使用の申請）

第４条　冠を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、西条市合併２０周年記念の冠使用承認申請書（様式第１号）に団体・事業に関する概要書（様式第２号）を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　申請者は、西条市合併２０周年記念の冠使用承認申請書及び団体・事業に関する概要書に定める事項を、市長が別に定める方法で申し出ることにより、前項の規定による申請を行うことができる。

（使用の承認等）

第５条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、承認又は不承認を決定し、西条市合併２０周年記念の冠使用承認（不承認）決定通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定による承認の決定の際に、次に掲げる条件を付することができる。

(1) 事故防止について、十分な措置を講ずること。

(2) 市は、事業に要する経費の負担を一切行わないものであること。

(3) 市は、事業及びこれに伴う行為から生じた損害賠償等の責任を負わないこと。

(4) 事業内容を変更し、又は事業を中止する場合は、市に報告し、その承認を受けること。

（5）事業完了後３０日以内に、市に事業報告を行うこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

３　市長は、第１項の規定による冠の使用の承認を受けた申請者（以下「使用者」という。）に、次の支援を行うことができる。

(1) 冠の使用に必要な情報の提供

(2) 広報さいじょう、市ホームページ等を活用した事業内容の周知

(3) のぼり旗の貸出し

（使用の承認後の内容の変更等）

第６条　使用者は、承認を受けた内容を変更する場合又は事業を中止しようとする場合は、西条市合併２０周年記念の冠使用変更（中止）承認申請書（様式第４号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　市長は、前項の規定による変更又は中止の申請があったときは、その内容を審査の上、承認又は不承認を決定し、使用者に通知するものとする。

３　内容変更の承認又は不承認の決定及び通知については、前条の規定を準用する。

４　前項の場合において、前条第１項中「西条市合併２０周年記念の冠使用承認（不承認）決定通知書」とあるのは「西条市合併２０周年記念の冠使用内容変更承認（不承認）決定通知書」と読み替え、西条市合併２０周年記念の冠使用内容変更承認（不承認）決定通知書については、所要の修正を加え、使用するものとする。

（事業報告）

第７条　使用者は、事業完了後３０日以内に西条市合併２０周年記念の冠使用状況報告書（様式第５号）により、事業の報告をしなければならない。

（承認の取消し）

第８条　市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、冠の使用の承認を取り消すことができる。

(1) 実施する事業の内容が、第３条の規定に反し、又はそのおそれがあるとき。

(2) 申請内容を大きく逸脱して事業を実施したとき。

(3) 事業を中止し、又は廃止したとき。

(4) 前３号に掲げるものほか、不正な行為があったとき。

２　市長は、冠の使用の承認を取り消すときは、使用者に対し、西条市合併２０周年記念の冠使用取消決定通知書（様式第６号）により、取消しの理由を付して通知するものとする。

（冠の使用の承認等に関する事務）

第９条　冠の使用の承認等に関する事務は、西条市合併２０周年記念事業担当部署が行うものとする。

（その他）

第１０条　この告示に定めるもののほか、冠の使用の承認等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和５年１２月２５日から施行する。

（この告示の失効）

２　この告示は、令和７年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に冠の使用の承認のあった者に対するこの告示の適用については、なおその効力を有する。